

《 児童支援専任より ☆道路でローラースケート、スケートボード、キックスケーターなどはいいいの? 編☆ 》

Q:道路でローラースケート、スケートボード、キックスケーターなどはいいいの?
 A:乗り物ではなく、遊ぶ道具です。 道路でやってはいけません!

電動キックボードについては、報道されているように、7月から始まる新たな制度では、最高速度が時速 20 キロ以下で、大きさなどの基準を満たした電動キックボードについては、16歳以上であれば運転免許がなくても利用できるようになります。これを受け、警察の方によく子どもたちが持っているローラースケート、スケートボード、キックスケーターの取扱いについて確認しました。その回答は、「乗り物ではなく、遊ぶ道具です。道路でやってはいけません!」というものでした。あわせて、ローラースケート、スケートボード、キックスケーターなどの使用についての警視庁交通部発行のポスターも紹介いただきました。一緒にご確認ください。

こども とも ころうつうあんぜんじょうほう

子供交通安全情報

令和2年8月
警視庁交通部

道路でやってはいけません!

ローラースケート、スケートボード、キックスケーターなど

の 乗り物ではなく、遊ぶ道具です
の 道路で乗ってはいけません!

道路は車や自転車、歩く人が通るところです。
使ってもよい場所で、安全に乗りましょう。

の 道路で遊んでは
いけません!

道路ではボール遊びや
落書きなどもしてはいけません。

道路では乗らない!

保護者の皆さんへ

道路は車や自転車がいつ通るかかわからない危険な場所ですので、キックスケーターなどの遊具を使用することは、やめさせてください。遊具は、使用が許可されている公園などで、マナーを守って使用させてください。

子供と一緒にいるときは、子供から目を離さないようにし、保護者の目の届かない場所においても、いつも安全な行動ができるよう、日頃から手本を示し、子供の行動習慣となるように、繰り返し、繰り返し、交通ルールを教えていただくようお願いします。

交差点での安全確認の徹底や、飛び出しは絶対にしないなど、基本的なルールを子供と一緒に確認してください。

交通安全動画「LET'S TRY 交通安全」



交通安全動画「LET'S TRY 交通安全」

交通安全動画「LET'S TRY 交通安全」